

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和2年12月7日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和2年12月7日から施行する。</u></p> <p><u>別紙様式1（第5条第1項関係）</u> <u>別紙様式2（第7条第1項関係）</u> <u>別紙様式3（第7条第2項関係）</u> 別紙様式4（第8条第4項関係） 別紙様式5（第10条第1項関係） 別紙様式6（第13条関係）</p> <p>【改正理由】 本学動物実験施設SPF(specific-pathogen free)化運用にあたり、様式の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p><u>別紙様式1（第5条関係）</u> 別紙様式2（第7条関係） <u>別紙様式3（第7条第2項関係）</u> 別紙様式4（第8条関係） 別紙様式5（第10条関係） 別紙様式6（<u>第12条</u>関係）</p>